

前橋市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の改正について（議案第  
41号）

ごみ減量課

1 改正の理由

浄化槽法の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 内容

浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせなければならないこととする。

3 施行期日

令和2年4月1日